

豊橋市地震対策（減災）アクションプラン

令和 7 年 10 月改訂
豊 橋 市

目 次

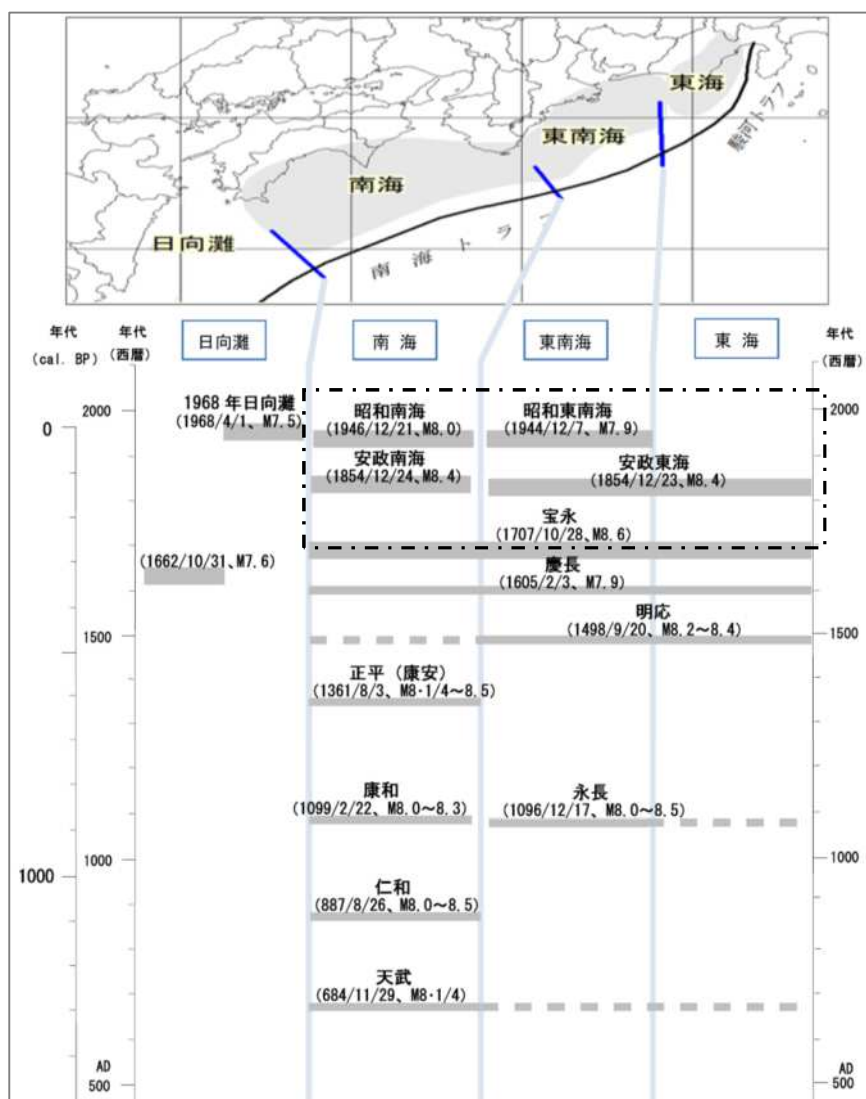
1. 本市の地震環境	1
2. これまでの本市の地震防災対策	2
3. 策定の背景	2
4. 今後対策が求められる地震・津波のモデルと対応方針	4
5. 目的及び施策体系	7
6. 対策の実施により見込まれる減災効果	9
7. 減災目標	9
8. 豊橋市地震対策(減災)アクションプラン アクション項目	10
(1)目 標1 命を守る	11
(2)目 標2 生活を守る	25
(3)目 標3 社会機能を守る	36
(4)目 標4 迅速な復旧・復興を目指す	45
(5)目 標5 防災力を高める	47
9. 完了した主な防災・減災対策事業一覧	53

1. 本市の地震環境

本市に被害を及ぼす可能性のある地震は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底付近を震源域とする「海溝型地震」と、内陸にある活断層の運動により発生する「活断層型地震」の大きくふたつに分類することができます。

「海溝型地震」である南海トラフ地震は、この地域に甚大な被害をもたらす地震として、1707年の宝永地震、1854年の安政東海地震・安政南海地震、1944年の昭和東南海地震、1946年の昭和南海地震などこれまでに繰り返し発生してきました。

また、「活断層型地震」では、1891年の濃尾地震、1945年には三河地震が発生し、東海地方に大きな被害をもたらしました。本市周辺に大規模な地震被害をもたらすような活断層の存在は認められていませんが、「海溝型地震」に比べると規模が小さい地震であっても、直下で発生するため、人口が集中する地域で発生した場合には、大きな被害を伴うおそれがあります。



南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震 内閣府(2011)

2. これまでの本市の地震防災対策

本市では、昭和36年に制定された「災害対策基本法」や昭和53年に制定された「大規模地震対策特別措置法」により地震防災対策を行ってきました。

また、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に地震防災対策を推進し、さらに平成14年に「東海地震防災対策強化地域」に、また、平成15年には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されて以降、建築物の耐震化の推進をはじめ、主な施策として、木造・非木造住宅の耐震化事業や家具の転倒防止対策の強化、避難所となる学校施設等の耐震化の推進、情報伝達体制の強化、防災備蓄倉庫の整備、地域防災力強化として自主防災組織活動の支援の充実、防災リーダーの養成といった事業を積極的に進めてきました。

東日本大震災の発生にあたっては、本市として被災地に速やかに人的・物的支援を開始するとともに、本市の防災上の課題を再度洗い出し、緊急的に取り組むべき防災対策事業を進めてきました。主な施策として、公共施設等の非構造部材の耐震化の推進や津波避難ビルの指定、海拔表示看板の設置、津波防災センターの整備などを進めています。

また、防災まちづくりモデル校区事業など地域防災力の強化に向けた取り組みや、備蓄物資の増強、防災備蓄倉庫の増設、上下水道施設の耐震化・液状化対策の推進、本市指定緊急輸送道路の液状化対策など数多くの事業を進めています。

3. 策定の背景

(1) 南海トラフで発生する大規模な地震に係る新たな被害想定公表

国の中央防災会議では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として「南海トラフ巨大地震」に係る被害想定最終報告を平成25年5月に公表しました。また、南海トラフで100～150年周期で発生している大規模な地震に対する防災対策を進めるため「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を平成26年3月に公表し、令和7年7月1日に変更しました。

愛知県の防災会議では、国の被害想定を参考に、南海トラフで発生する大規模な地震について、新たな地震規模を想定した被害予測調査を実施し、平成26年5月30日に公表しました。なお、国は前回の調査から約10年が経過したことから令和7年3月31日に南海トラフ地震対策に関する報告書を公表しました。

本市においても、国や愛知県の被害想定を参考に、津波による詳細な被害予測調査の実施や小学校区ごとに被害量を算出するなど、地域特性を考慮した南海トラフ地震被害予測調査を実施し、平成26年8月28日に公表しました。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域の指定

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るため、ハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成 25 年 12 月に施行されました。

平成 26 年 3 月 28 日には、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れがある地域として愛知県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずる恐れがある地域として県内 3 市町（豊橋市・田原市・南知多町）が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されました。

(3) 国土強靱化地域計画の策定

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、翌年 6 月に国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化計画」が策定されました。本市は、起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで、被災した場合でも市民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り上げるため、「豊橋市地域強靱化計画」を策定しました。

(4) 市民懇談会・東北派遣職員からの提言・教訓

平成 25 年 7 月に市民、各種組織・団体の代表で構成される豊橋市地震対策アクションプラン策定市民懇談会から「来るべき大地震に備えて今から準備できること」をテーマに本市の防災・減災対策における強化・充実すべき施策の提言を頂きました。

また、東日本大震災発生直後より、緊急消防援助隊をはじめとした緊急・応急対策の支援や、東三河 8 市町村が一丸となって復旧・復興を支援するため「東三河災害支援隊」を結成し、長期的な職員派遣による復興支援を行っています。

これらの提言や支援活動で得られた教訓を貴重な羅針盤として、本市における防災・減災対策に反映することが求められています。

4. 今後対策が求められる地震・津波のモデルと対応方針

(1) 地震・津波モデルの概要と被害予測結果

本市では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで大きいもの(1707年 宝永地震(M8.6)、1854年 安政東海地震(M8.4)・安政南海地震(M8.4)、1944年 昭和東南海地震(M7.9)、1946年 昭和南海地震(M8.0)の5地震)を重ね合わせた「①過去地震最大モデル」と、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い、仮に発生すれば甚大な被害をもたらすようなあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデルである「②理論上最大想定モデル」のふたつの地震・津波モデルを設定し、そのモデルに対する被害想定を平成26年8月28日に公表しました。

項 目	① 過 去 地 震 最 大 モ デ ル		② 理 論 上 最 大 想 定 モ デ ル	
地 震 の 規 模	内閣府にて検討中※1		マグニチュード9.0 (津波マグニチュード9.1)	
最 大 震 度	震度 6 強		震度 7	
津波到達時間※2 (津波高 30cm)	三河湾側	太平洋側	三河湾側	太平洋側
	最短 77 分	最短 7 分	最短 77 分	最短 4 分
最 大 津 波 高 ※ 3	2.7m	6.9m	2.9m	19.0m
人 的 被 害 【 死 者 数 】	414 人 ※冬・夕方発災		4,733 人 ※冬・深夜発災、地震動:東側ケース、津波:ケース①	
建 物 被 害 【全壊焼失棟数】	8,962 棟 ※冬・夕方発災		68,215 棟 ※冬・夕方発災、地震動:東側ケース、津波:ケース①	

※1 愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した震源及び波源モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用しました。全体の地震規模等については、現在内閣府にて検討中です。

※2 沿岸津波の到達時間は、高さ 30cm の津波が地震発生後、陸域に最短で到達するまでの時間です。

※3 最大津波高は、東京湾平均海面(T.P.±0m)から想定津波水位までの高さの最大値です。なお、最大津波高には、初期潮位として三河湾沿岸における朔望平均満潮位(T.P.=1.0m)を加味して算出しています。

(2)地震・津波モデルごとの対応方針

①過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生する大規模な地震・津波は、本市に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、次に発生する可能性の高い地震モデルとして本市がまず対策を講ずべき対象として考慮する必要があります。

- 過去地震最大モデルの地震・津波に対して、これまで本市が進めてきたハード対策を今後も着実に推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、被害想定の地域的特性等を勘案し、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進することで、「生活や経済活動」への被害を極力減じることを目指して、総合的に地震防災対策を進めます。なお、こうした対策は理論上最大想定モデルの地震・津波への対策にも資するものとなります。

②理論上最大想定モデル

理論上最大想定モデルの地震・津波は、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い地震・津波であり、ただちにそれをすべての対策の目標として位置付けて地震防災対策を進めていくことは困難です。

- 過去地震最大モデルの地震・津波対策を活かしつつ、理論上最大想定モデルの地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取り組みを強化し、支援していく必要があります。
- 特に、津波対策にあたっては、ハード対策に過度に依存することなく、避難等のソフト対策を軸とする総合的な対策を確立していくことが重要であり、津波避難訓練の実施やハザードマップ等の作成・配付などの意識啓発を津波避難対策の基本としてこれを見据えながら、必要な対策を推進します。

③両モデル共通の対応方針

- 災害への備えが盤石であることが地域の成長・発展に結びついていくことを意識しながら、日々の生活や社会活動、経済活動のあらゆる分野において、防災・減災の視点をしっかりと取り入れ、防災・減災の観点から総点検を行い(防災・減災の主流化・日常化)、社会全体で対策を継続的に推進していきます。あわせて、国・県事業での必要な取り組みについては、国や県に要望・要請し、社会基盤の安定を図ります。
- 単に防災に関する知識や経験を有するということだけではなく、臨機応変に自ら判断して行動する力や、他人を思い助けあう気持ちを備えた「自助」「共助」の主体者となる人材を育成し、防災協働社会を目指します。なお、こうした社会を実現していくためにも、今後、地域防災の主体を担うこととなる子どもが、災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう命を守る児童・生徒の育成に取り組みます。

5. 目的及び施策体系

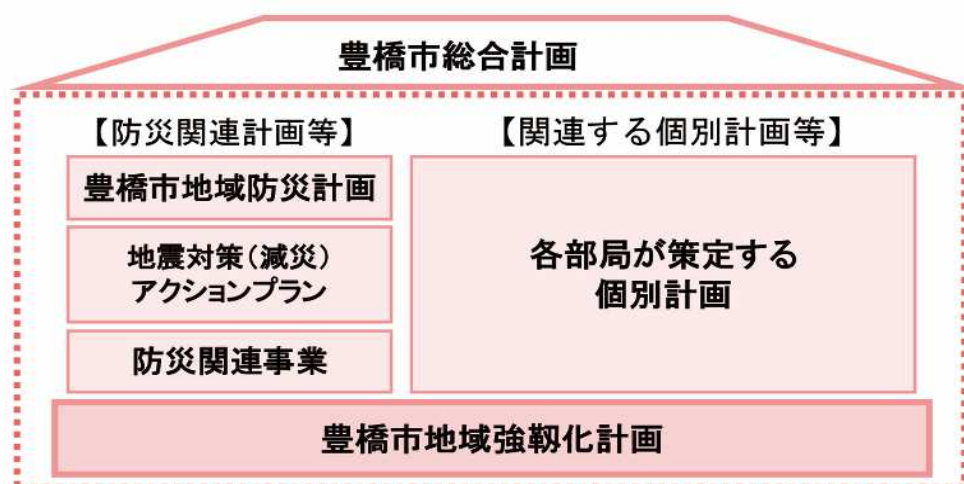
(1) 策定の目的

東日本大震災では災害の巨大化、広域化、長期化、複合化というこれまでの地震の想定を超える様々な課題が出現しました。

こうした経験を踏まえ、「命を守る」ことを最優先課題とし、地震防災・減災に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせた行動計画として本市として初めてとなる地震対策(減災)アクションプランを策定することになりました。

策定にあたっては、これまで本市が進めてきた建物の耐震化の促進などの基本的な対策を今後も着実に推進していくとともに、阪神・淡路大震災や東日本大震災での教訓、市民懇談会からの提言、東北派遣職員からの意見を尊重するとともに、本市被害予測調査の結果等を踏まえ、地震防災・減災対策の拡充や見直しを行い、着実な推進を図ります。

(2) 計画の位置付け



(3) 計画期間

平成 27 年度 ～ 令和 7 年度 (11 年間)

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」においては、今後 10 年間で死者数を概ね 8 割、想定される建物の全壊焼失棟数を概ね 5 割減ずることを南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策として定めています。それに加え、備蓄等の地震発生への備えやライフライン、インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取り組みにより、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目標としています。

また、「あいち防災アクションプラン」を含む「愛知県強靱化計画」においても、令和 6 年度から令和 11 年度を計画期間として、過去地震最大モデルの地震・津波の被害想定

に対し、死者数を約 8 割、建物の全壊・焼失棟数を約 5 割減ずることを減災目標に定めています。

このようなことから、本市地震対策(減災)アクションプランは、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「第3次あいち地震防災アクションプラン(現:あいち防災アクションプラン)」と連動して取り組みを推進できるよう、平成 27 年度から令和 6 年度の 10 年間を計画期間としましたが、令和 5 年度に「国土強靱化基本計画」が変更、令和 6 年度に「愛知県地域強靱化計画」が策定されるなど、国、県の計画の動向を踏まえて、本市地震対策(減災)アクションプランも計画期間を1年間延長し、令和 7 年度までの 11 年間を計画期間とします。

(4) 施策体系

目標(対策の柱)	対策項目 (()内はアクション項目数)
1 命を守る	1-1 地震動から命を守る(5) 1-2 浸水・津波から命を守る(2) 1-3 火災から命を守る(6) 1-4 地盤災害等から命を守る(2) 1-5 災害情報伝達の充実により命を守る(1) 1-6 救助活動により命を守る(2) 1-7 災害医療活動により命を守る(1)
2 生活を守る	2-1 水・食料・物資不足から生活を守る(4) 2-2 避難所等での生活を守る(5) 2-3 保健・介護機能を守る(4) 2-4 心の健康を守る(2) 2-5 二次災害から生活を守る(1) 2-6 仮設住宅での生活を守る(1) 2-7 帰宅困難者を支援する(1) 2-8 安否不明状態を解消する(1)
3 社会機能を守る	3-1 ライフライン機能を守る(4) 3-2 行政機能を守る(7) 3-3 経済活動を守る(1) 3-4 治安を守る(1) 3-5 遺体への適切な対応(1) 3-6 文化財を守る(1)
4 迅速な復旧 ・復興を目指す	4-1 事前復興まちづくりを進める(2) 4-2 災害廃棄物等の円滑な処理を進める(1) 4-3 各種証明等の迅速な発行体制の整備を進める(1)
5 防災力を高める	5-1 地域防災力の強化(5) 5-2 物資・設備・空間・体制の充実により防災力を高める(2) 5-3 広域的な連携により防災力を高める(2)

※愛知県と豊橋市が役割分担と連携のもと地震防災・減災事業を効果的に推進するために「第3次あいち地震対策アクションプラン」の施策体系を準用しています。

(5) 進行管理

取り組みの進捗状況を把握するため、年度ごとに実施状況を把握し、可能な限り事業内容ごとに減災効果を評価し、重点事業の抽出や状況に応じた見直しを図ります。

また、現状の対策内容の充実強化や最新の地震防災の動向、社会状況の変化を踏まえた課題の抽出及び検討を行い、毎年度見直しを図ります。

6. 対策の実施により見込まれる減災効果

- 建物の耐震化による全壊棟数(揺れ)及び死者数(建物倒壊等)の減少
- 建物の耐震化による死者数(浸水・津波・火災からの自力脱出困難)の減少
- 家具等の転倒・落下防止対策の実施による死者数(屋内収容物移動等)の減少
- 避難の迅速化による死者数(浸水・津波からの逃げ遅れ)の減少
- 初期消火率の向上による焼失棟数及び死者数(地震火災)の減少 など

7. 減災目標

(1) 建物被害

過去地震最大モデルにおける地震の揺れによる建物の全壊棟数半減を目指します。

本市では、大規模地震に備え、住宅の防災・減災化として積極的に建築物の耐震化に取り組んできました。その結果、本市の建物耐震化率は、平成 25 年 4 月現在で 88.8%と県内平均 85%よりも進んでいます。しかしながら市内には未だに約 15,000 戸(11.2%)の住宅の耐震性が不足していると判断されています。

住宅の耐震化は、居住者の命を守るために最も重要で効果的な対策です。本市の地震被害予測調査では、耐震化率を高めることで、地震動による全壊棟数を抑えるとともに、人的被害も抑えられると想定しました。

こうしたことから、耐震化をこれまで以上に進めることで、過去地震最大モデルによる地震の揺れによる建物の全壊棟数の半減を目指します。

(2) 人的被害

過去地震最大モデルにおける死者数ゼロを目指します。

地震による主な死亡原因は、建物倒壊、家具等の転倒、津波からの逃げ遅れ、地震から起こる火災などが考えられます。

こうしたことから、これらの原因となる建物の倒壊を防ぐための建物耐震化の推進、家具等の固定の推進、津波からの早期避難、住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の導入、さらには初期消火対策を進め、過去地震最大モデルにおける死者数ゼロを目指します。

8. 豊橋市地震対策（減災）アクションプラン

アクション項目

目 標 1	命を守る……………P. 11
目 標 2	生活を守る……………P. 25
目 標 3	社会機能を守る……………P. 36
目 標 4	迅速な復旧・復興を目指す……………P. 45
目 標 5	防災力を高める……………P. 47

目 標 1

命を守る

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、浸水・津波、火災など、地震・津波による直接的な被害から市民の生命を守るために必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進します。

【計画目標】

目 標 指 標	初期値（H25）	目標値	目標年度
住宅の耐震化率	88.8%	95%	R7 年度
公共施設の耐震化率	99.7%	100%	H29 年度
家具の固定率	59.7%	100%	R5 年度
農業用排水機場の耐震化	—	5 箇所	R3 年度
津波避難マップの作成	—	6 校区	R1 年度
耐震性防火水槽（消防水利）整備	284 ブロック	305 ブロック	R5 年度
豊橋ほっとメール登録者数	23,169 人	85,000 人	R5 年度
豊橋防災ラジオ普及台数	8,153 台	15,000 台	R1 年度
市民病院非常用発電設備更新等進捗率	1.1%	100%	H28 年度

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	第一・第二指定避難所の耐震化率	100%
	市立小中学校の耐震化率	100%
	保育所の耐震化率	100%

1

アクション項目	住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進						所 管 課	建築物安全推進課				
事業概要	住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断、耐震改修費の補助、非木造住宅の耐震診断、耐震改修費の補助を実施するとともに、診断・改修を促進するため啓発活動を積極的に実施します。また、耐震化施策に加え、木造住宅耐震シェルター整備費の補助など住宅倒壊から人命を守る減災化施策を実施します。											
目 標 値	目標指標					初期値（H25）			目標値		目標年度	
	住宅の耐震化率					88.8%			95%		R7 年度	
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	木造住宅無料耐震診断・耐震改修費補助事業							推進				
	非木造住宅耐震診断費・耐震改修費補助事業							推進				
	木造住宅解体費補助事業							推進				
	木造住宅段階的耐震改修費補助事業							推進				
木造住宅耐震シェルター整備費補助事業							推進					

2	アクション項目	建築物の耐震化の促進						所 管 課	建築物安全推進課				
	事業概要	耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断が義務化される不特定多数の方が利用する民間の百貨店や危険物を貯蔵する建築物などの要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に対応するため、耐震診断費補助制度を実施しました。また、耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められる場合の耐震改修を促進するため、耐震改修費補助制度の創設を検討するなど、要緊急安全確認大規模建築物を含む特定既存耐震不適格建築物（多数の方が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物、緊急輸送道路沿いの通行障害となる建築物）に該当する民間建築物の耐震化を促進します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費補助制度を設け安全対策を実施しています。											
	目 標 値	目 標 指 標				初期値 (H25)		目 標 値		目 標 年 度			
		耐震性がない要緊急安全確認大規模建築物の数				※3 棟		0 棟		R7 年度			
	事業計画		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		要緊急安全確認大規模建築物耐震改修						推進					
		特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助						推進					
			ブロック塀等撤去費補助金				推進						

※ 法改正に伴う対象建築物の報告期限時点（平成 27 年 12 月）における棟数

3

アクション項目	公共施設の耐震化の推進					所 管 課		防災危機管理課				
事業概要	公共施設の耐震化率 100%を目指し、災害時に全国から派遣される警察・消防・自衛隊などの広域応援部隊が展開する豊橋公園内の陸上競技場スタンドについて、太陽光発電施設や救援物資・救援活動スペースなどの防災機能を備えた施設への建替など耐震化対策を実施します。											
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	公共施設の耐震化率					99.7%		100%		H29 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	陸上競技場建替事業											

4	アクション項目	公共施設の非構造部材の耐震化の推進					所 管 課		資産経営課、防災危機管理課、教育政策課、「文化のまち」づくり課他施設管理課			
	事業概要	市役所庁舎外壁の耐震診断及び改修をはじめ、文化施設などの集客施設において天井、内外壁材などの非構造部材の耐震診断、耐震改修を進めます。また、小中学校施設の非構造部材などを優先度の高いものから順次改修します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		市庁舎非構造部材耐震化事業										
		避難所非構造部材耐震化事業										
小中学校施設・公共施設非構造部材耐震化事業												

5

アクション項目	家具等の転倒防止対策の促進					所 管 課		防災危機管理課 中・南消防署			
事業概要	地震・津波から身を守るには、家具等の転倒・落下による怪我や自力脱出が困難な状況を回避し、安全に避難することが重要になるため、消防職員による戸別訪問や広報とよはし等を通じて積極的に啓発活動を実施します。また、家具固定ボランティア養成講座を実施し地域において家具固定の支援等ができる人材を養成します。										
目 標 値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	家具の固定率				59.7%		100%		R7 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	家具転倒防止対策の促進										
	避難行動要支援者家具転倒防止器具取付事業										
消防職員による戸別訪問				消防職員による戸別訪問 (火災危険の高い地域限定)				消防職員による戸別訪問(住宅防火)			
				家具固定ボランティア養成講座の実施							

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	海拔表示看板設置（標高 10m以下の地域）	1,000 箇所
	避難所海拔表示看板設置（第一指定避難所）	70 箇所
	津波避難ビル指定	59 箇所
	津波防災センター整備	3 施設

1

アクション項目	津波浸水対策の推進					所 管 課		河川課			
事業概要	三河湾沿岸地域では、地震及び津波により海岸・河川堤防が損壊した場合、広範囲にわたり浸水被害が発生し、市民の命が危険にさらされる恐れがあります。このため、浸水被害から命を守る生命線となる堤防については、防災対策の推進を管理者である国や県に求めてきました。 平成 18 年から着工した豊橋海岸の吉前・神野地区液状化対策は平成 29 年度に完了しました。平成 26 年度からは杉山地区の液状化対策が実施されています。今後においても、海岸堤防の強化、老朽化した河川堤防及び農業用排水機場などの早期改修、耐震強化を国・県に強く要望していきます。										
目 標 値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度	
	農業用排水機場の耐震化					—		5 箇所		R3 年度	
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	吉前・神野地区液状化対策										
	杉山地区液状化対策										
	農業用排水機場の耐震化推進					見直し・検討					

2

アクション項目	津波避難対策の推進				所 管 課		防災危機管理課、河川課				
事業概要	本市南海トラフ地震被害予測調査では、太平洋岸で最大 19m の津波が最短 4 分、三河湾沿岸で最大 2.9m の津波が最短 77 分で到達すると想定されており、津波浸水想定域に滞在する方々への津波避難対策が急務となっています。そこで、本市の三河湾側の津波浸水想定域をはじめとする標高の低い地域に対して、標高看板の設置、民間ビルを含む津波避難ビル・避難場所の設定を行うとともに、太平洋側の海岸降り口に標高看板を設置してきました。また、動く津波ハザードマップや標高図の作成、標高の低い地域での津波避難訓練を実施してきました。 今後は、標高が低く比較的広範囲で浸水が予測される校区での津波避難計画を地域住民と協働で検討・策定し、早期避難を目指した実践的な訓練を実施していくとともに、津波避難ビル等の更なる指定や避難誘導事業の推進、さらには周辺に避難場所や避難施設が不足する特定避難困難地域への津波防災センターの整備を進め、津波浸水想定域にいる全ての方々が、迅速かつ適切な避難行動が取ることができ、津波による犠牲者を一人も出さないためにソフト、ハード両面からの津波避難対策を推進します。										
目標値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		達成時期		
	津波避難マップの作成				—		6 校区		R1 年度		
	津波防災センター整備箇所数				—		3 箇所		R1 年度		
	避難誘導標識の必要箇所への設置率				—		100%		R3 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	津波避難マップ作成										
	津波防災センター整備（H27 三郷地区・H28 天津地区・R1 梅薮地区）										
	津波避難ビルの指定										
	避難誘導標識整備										
	吉田方排水機場津波避難施設整										
	実践的な津波避難訓練の継続実施										

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	耐震性防火水槽整備数	309 ブロック
	街頭消火器設置箇所数	8,453 箇所
	自然水利活用遠距離送水システム整備	H15 年度

1

アクション項目	火災に強いまちづくりの推進						所 管 課		建築物安全推進課、公園緑地課、(消)総務課			
事業概要	本市被害予測調査では、市街地を中心に半径約4km強の範囲の中で、延焼・焼失する建築物が多い地域が存在しており、その対策が必要となっています。 電力やガス供給会社では、一定規模の災害が発生した場合、自動的に通電やガス供給を遮断する対策に取り組んでいます。しかし、漏電やガス漏れなどは二次的な出火を引き起こす原因となることが考えられ、出火防止と延焼を抑える取り組みが重要です。 これまで本市では、火災の拡大を防ぐために市街化区域内ではオープンスペースを確保するための公園緑地の整備を、また、安全で住みよい環境等を整備するために狭あい道路の解消や耐震性防火水槽等の整備、さらには建築物の耐震化等の促進や家具固定の啓発を進め災害・火災に強いまちづくりに取り組んできました。 今後は、密集市街地などにおける安心なまちづくり、老朽放置空家対策などを市民とともに進め、更に災害に強いまちづくりに取り組みます。											
目 標 値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		達成時期			
	住宅の耐震化率 (再掲)				88.8%		95%		R7 年度			
	公園緑地整備箇所数				391 箇所		405 箇所		R5 年度			
	耐震性防火水槽 (消防水利) 整備				284 ブロック		305 ブロック		R5 年度			
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	木造住宅の耐震化の促進 (再掲)						推進					
	オープンスペースの確保に向けた公園緑地整備の推進											
	耐震性防火水槽等(消防水利・消防用ホース)の整備											
消防職員による戸別訪問				消防職員による戸別訪問 火災危険の高い地域限定				消防職員による戸別訪問 (住宅防火)				

2	アクション項目	災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の推進					所 管 課		区画整理課			
	事業概要	土地区画整理事業の推進により、道路・公園等の公共施設を整備し、避難・延焼遮断空間の確保と、狭あい道路の解消を図ります。また、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新が進み、建築物の安全性の向上が図られます。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
土地区画整理事業の推進												
												

3

アクション項目	市街化区域内の公園緑地整備の推進					所 管 課		公園緑地課				
事業概要	火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業の進捗にあわせ市街化区域内の公園緑地整備を推進します。											
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	現在施行中の土地区画 整理事業地内（3 地区） の街区公園等整備面積					0.96ha		5.46ha		R5 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	オープンスペースの確保に向けた公園緑地整備の推進											
												

4	アクション項目	出火防止対策の推進				所 管 課		予防課、中・南消防署				
	事業概要	地震発生時における火災の発生を抑えるため、防火対象物並びに危険物施設に対して計画的に立入検査を実施することで、事業所の防火防災管理体制を強化促進し、災害発生時の被害の軽減を図ります。また、一般住宅においては、火災を初期の段階で周囲に知らせ延焼を防ぐ対策として、戸別訪問時に住宅用火災警報器等の設置の啓発を行い出火率の低減を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
					出火防止対策の推進							
		消防職員による戸別訪問			消防職員による戸別訪問 (火災危険の高い地域限定)				消防職員による 戸別訪問 (住宅防火)			
		→			→			→				

5	アクション項目	初期消火対策の推進					所 管 課		予防課、中・南消防署			
	事業概要	事業所における自衛消防組織の充実・強化を図ります。また、火災における焼失棟数の多い地域の延焼拡大を抑止するためには、地域住民による街頭消火器での初期消火活動が極めて有効な手段となるため、街頭消火器の整備・促進を推進するとともに、地域の防災訓練指導など住民による初期消火力の向上につながる取り組みを実施します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
初期消火対策の推進												
												

6	アクション項目	延焼防止対策の推進					所 管 課	(消) 総務課			
	事業概要	火災における延焼拡大を抑止するため、耐震性防火水槽の整備や消防用ホースの増強など消防力の強化に取り組めます。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
延焼防止対策の推進（耐震性貯水槽の整備及び消防ホースの増強）											
											

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	土砂災害ハザードマップ作成箇所数	356 箇所
--------------------------	------------------	--------

1

アクション項目	土砂災害情報提供活動の推進						所 管 課		河川課、 防災危機管理課			
事業概要	県は市内 356 箇所の土砂災害危険箇所に対し、「土砂災害防止法」に基づき基礎調査を進めています。この調査は、平成 26 年 8 月豪雨により広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するために、国からも一層の対策の推進が求められているところです。 市は、この調査結果に基づき土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区の住民に対し、まずはその危険性を十分認識していただくことが大切であることから、土砂災害（特別）警戒区域、気象情報の収集方法、避難に関する情報等を掲載したハザードマップを作成し、対象の世帯に配布することで周知徹底を図ります。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練を指導するなど豪雨や地震の発生などにより、土砂災害が発生するおそれのある地域にお住まいの方に対して防災意識の向上を図っていきます。											
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	ハザードマップの作成・配布											

2

アクション項目	農業用ため池の安全性の向上					所 管 課		河川課			
事業概要	農業用水を供給する農業用ため池について、老朽化や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進し、周辺住民の生命と財産を守ります。 豪雨や地震の発生などにより万が一堤体が決壊した場合、人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池については、浸水想定区域、浸水到達時間、避難に関する情報を掲載したハザードマップを作成・公表し、周辺住民の防災意識の向上を図るとともに、水位の調整を行い、安心・安全に配慮したため池の適正管理に努めます。										
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	農業用ため池の耐震調査・改修										
	ハザードマップの作成・公表										

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	豊橋ほっとメール配信システム整備・運用	H14 年度～
	同報系防災無線整備・運用	H18 年度～
	デジタル防災行政用無線（MCA 無線）整備・運用	H23 年度～
	豊橋防災ラジオ配信システム整備・運用	H24 年度～
	緊急地震速報受信機設置・運用 (全小中学校・豊橋高等学校・家政高等専修学校)	H25 年度～

1

アクション項目	多様なメディアを活用した情報伝達体制の整備					所 管 課			防災危機管理課、行政デジタル推進室			
事業概要	市民一人ひとりへ着実に災害情報を伝達できるよう、豊橋防災ラジオや豊橋ほっとメールの普及促進を図ります。なお、要配慮者である高齢者への緊急情報伝達強化のため、高齢者のみで構成される世帯への防災ラジオ購入費の助成を拡大します。また、表浜海岸には津波による被害の軽減を図るため、同報系防災無線の子局を空白地帯に 2 局増設するほか、集客のある公共施設では、同報系防災無線の戸別受信機を設置し、館内放送設備へ接続することにより緊急情報等の迅速な伝達を可能にします。また、市内の 23 箇所にW i - F i スポットを整備し、多様なメディアを活用した情報収集及び伝達体制の構築・複線化を図ります。											
目 標 値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	豊橋ほっとメール登録者数					23,169 人		85,000 人		R5 年度		
	豊橋防災ラジオ普及台数					8,153 台		15,000 台		R7 年度		
	同報系防災無線 戸別受信機設置施設数					—		14 施設		H27 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	同報系防災無線子局増設（表浜海岸 2 箇所）											
	同報系防災無線戸別受信機増設（市内公共施設 14 施設）											
	豊橋ほっとメール・豊橋防災ラジオの普及推進											
	Wi-Fi スポット整備											

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	豊橋市緊急消防援助隊受援計画策定	H24 年度
--------------------------	------------------	--------

1	アクション項目	緊急消防援助隊受援体制の強化					所 管 課		消防救急課			
	事業概要	地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、「豊橋市緊急消防援助隊受援計画」の見直しを図り、応援部隊の集結場所の確保や適正な部隊運用等円滑な受け入れ体制を構築します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		受援計画見直し						受援計画見直し				
						訓練実施						
		運用・体制強化										

2

アクション項目	災害時救助救急体制の強化					所 管 課		(消) 総務課、 消防救急課			
事業概要	被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進するため、発電機や投光機、ドライスーツ等の救助資機材等の装備品の整備・充実を図ります。また、震災発生時に迅速・的確な活動を実施することを目的とし、消防本部・消防署震災初動対応マニュアル等に基づく訓練を定期的実施し、訓練等によりマニュアルの実効性を検証することで、より実効性の高いマニュアルへ随時見直します。										
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	津波対策資機材の整備										
	救助資機材等の装備品の整備・充実										
	訓練実施・体制強化・マニュアル見直し										

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	応急救護所の指定	23 箇所
	産業基地応急救護所の指定	1 箇所
	災害拠点病院の指定	2 医療機関
	災害拠点精神病院の指定	1 医療機関
	後方収容病院の指定	19 医療機関
	豊橋市民病院地震対策業務継続計画改訂	令和元年度
	豊橋市民病院 IT 業務継続計画策定	H24 年度
	東三河南部医療圏災害医療対策会議による 広域連携体制の構築（広域搬送・医薬品供給）	H25 年度

1	アクション項目	災害時の医療機能の確保、充実	所 管 課	(市病) 管理課、保健医療 企画課、道路維持課、道 路建設課
	事業概要	大規模な災害で発生する多数の負傷者に対して、応急処置・搬送・治療を速やかに実施するため、医師会や自主防災会、保健所、後方収容病院（19 箇所）、災害拠点病院（2 箇所）、災害拠点精神病院（1 箇所）などが協力して、水・食料・薬剤等の備蓄、電源・資機材の確保、搬送路の確保のほか、被害想定に基づいたDMATの受入れ訓練、関係機関が連携した広域搬送訓練等の実施による地域の医療機関が一体となった適切な体制整備、防災機能強化が必要となります。保健所では、各中学校区の応急救護所設置に必要な医療機材等を配備するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携しトリアージ等の訓練やタクシー協会、患者搬送事業者との協定に基づく輸送訓練を積み重ね災害時対応を進めています。 後方収容病院については、災害発生後速やかに診療が開始できるよう環境整備を進めるとともに、各医療機関との情報伝達・搬送訓練の実施により災害対応機能の強化に努めます。 市民病院では、これまでに貯水槽等の耐震補強や特別高圧受変電設備の設置、非常用発電設備の更新・増設のほか、水、食料及び通信手段の確保に努めてきました。今後は、豊橋市民病院地震対策業務継続計画（BCP）の実施など、事業継続に向けた取り組みを進め、東三河の災害拠点病院としての医療機能が確保できるよう体制強化に努めます。 浸水地域においては応急救護所、災害拠点病院との連携を考慮し、後方収容病院の配置、医療機関へのアクセス等を含めた事業継続性を確保した医療体制の構築を検討していきます。		

目 標 2

生活を守る

生活に必要な医療・介護の確保・提供に係る取り組み、生活環境の維持に係る取り組みなど、発災直後からの市民の生活を守るために必要な対策を推進します。

【計画目標】

目 標 指 標	初期値 (H25)	目標値	目標年度
7 日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数	約 10%	100%	R7 年度
備蓄倉庫整備箇所数	9 箇所	13 箇所	H30 年度
飲料水兼用耐震性貯水槽設置数	22 箇所	26 箇所	H27 年度
避難所等への太陽光発電システム (無停電電源装置) の設置箇所数	47 箇所	84 箇所	H28 年度

2 - 1

水・食料・物資不足から生活を守る

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	食料の備蓄数 ※過去地震最大モデルによる発災 3 日目までの想定必要数を充足済	308,500 食
	飲料水兼用耐震性貯水槽の整備 (26 箇所)	1,980 t

1	アクション項目	家庭内備蓄の促進						所 管 課		防災危機管理課			
	事業概要	地震発生時においては、通常なら期待できる物資の流通など社会的な支援が十分機能しない恐れがあるため、防災啓発イベント等で、参加者にパンフレットの配布や7日分の備蓄品サンプル等を実際に見学してもらい各家庭における7日分以上の備蓄の推進を促します。 また、各家庭の備蓄量増強のため、自主防災会によるアンケート調査を実施するとともに啓発を行っていきます。											
	目 標 値	目 標 指 標					初期値 (H25)		目 標 値		目 標 年 度		
		7 日分以上の家庭内備蓄を 備える世帯数					約 10%		100%		R5 年度		
		自主防災会による アンケート調査及び啓発数					5 校区		21 校区		H28 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
	普及・啓発												
	自主防災会によるアンケート調査及び啓発												

2

アクション項目	地域における食料・資機材等備蓄の増強					所 管 課		防災危機管理課				
事業概要	過去地震最大モデルによる発災 3 日目までに必要とする食料・飲料水・乳幼児用ミルク・毛布などの必要物資はこれまでの対策により充足しています。今後は、避難所における環境整備としての間仕切等の資機材の整備を図るため、備蓄計画を策定し計画的に更新するとともに増強を進めます。 また、避難期間の長期化等を見越した備蓄物品の増強や発災時の備蓄品の搬送を考慮し、備蓄品保管庫としての防災備蓄倉庫を市内にバランス良く配置していきます。											
目 標 値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		達成時期		
	防災備蓄倉庫整備箇所数					9 箇所		13 箇所		H31 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	備蓄計画策定					増強・更新						
	防災備蓄倉庫整備											

3	アクション項目	飲料水及び生活用水の確保						所 管 課		防災危機管理課			
	事業概要	地震発生時でも安全な飲料水等を確保できるよう、指定避難所や応急救護所など地域の防災拠点に対し、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進します。また、長期の断水に備えるため、個人・事業所が所有する井戸を防災井戸として指定することで、市民の生活用水の供給源を確保します。											
	目 標 値	目標指標				初期値 (H25)		目標値			目標年度		
		飲料水兼用耐震性 貯水槽設置数				22 箇所		26 箇所			H27 年度		
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
飲料水兼用耐震性貯水槽整備													
→				防災井戸指定									
→													

4	アクション項目	災害時の物資輸送体制の機能強化					所 管 課		商工業振興課			
	事業概要	地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、市と物流事業者が連携して、食料・物資の確保及び配送や救援物資等の受け入れ及び配送等について、情報網を構築するとともに最適な輸送手段や人員配置について検討を行います。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
					輸送体制の整備							

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	第一・第二指定避難所の収容人員合計 ※過去地震最大モデルによる想定避難者の収容に必要な空間を確保済	76,428 人 (長期収容人数 3 ㎡/人)
	簡易トイレの備蓄	800 基
	災害時用マンホールトイレの整備	289 基

1	アクション項目	災害時要配慮者の避難生活の支援					所 管 課	福祉政策課			
	事業概要	災害時に要配慮者の緊急一時的な受け入れを行う協定を締結した社会福祉施設に対し、防災用備蓄品の整備補助を行い、災害時における要配慮者の避難生活の支援を行います。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
				支援対策の充実							
											

2	アクション項目	避難行動要支援者の支援体制整備					所 管 課		福祉政策課、 長寿介護課		
	事業概要	避難行動要支援者が地域の中で迅速かつ適正な支援を受けられるようにするため、台帳への登録や地域の民生委員、自主防災会、近隣協力員と台帳を共有し、地域の見守りと災害時の避難行動支援体制の整備を図ります。また、介護保険関連事業者との協定締結による大規模災害時における在宅要介護者の安否確認を円滑に実施します。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
支援体制の整備充実											

3	アクション項目	避難所等への再生可能エネルギーの導入						所 管 課		教育政策課、防災危機管理課、環境政策課、生涯学習課、経営課			
	事業概要	地震発生時における停電時の電源を確保するため、指定避難所や津波防災センター、防災ひろば防災備蓄倉庫、津波避難ビルに指定されている上下水道局に対し太陽光発電システム等を設置します。											
	目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値			目標年度	
		避難所等への太陽光発電システム（無停電電源装置）の設置箇所数					47 箇所		84 箇所			H28 年度	
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
設置 →													

4	アクション項目	避難所資機材の充実					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	指定避難所（福祉避難所含む）、ボランティアセンターへ災害時必要となる資機材（非常用発電機、照明器具、簡易トイレ等）を増強します。 また、第一指定避難所（71 箇所）及び帰宅困難者等支援施設（2 箇所）に災害時優先電話機能を有する特設公衆電話を設置し住民の安否確認に活用するなど迅速かつ確実な通信手段の確保するとともに、大規模災害発災時において想定避難者数が多い指定避難所を優先的にマンホールトイレの整備や明海地区産業基地応急救護所の資機材整備を図ります。 さらに、指定避難所から距離が離れている地域において、避難者対策として避難者が指定避難所への避難に時間を要することを想定し、備蓄品等を備えた一時避難場所として避難支援場所の整備を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		災害時特設公衆電話の設置										
		避難所資機材の増強										
		避難支援場所の整備										
		マンホールトイレの整備										
明海地区産業基地応急救護所の資機材整備												

5	アクション項目	給食センターでの炊き出し					所 管 課		保健給食課			
	事業概要	地震発生時においても迅速かつ円滑に炊き出し配給を行うことができるように調理員研修に防災関係の講演や実技指導、炊き出し訓練を行います。また、調理業務委託給食センターにおいても直営給食センターに準ずるような業務対応を講じられるよう協力体制の構築を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				訓練実施・体制整備								

2-3

保健・介護機能を守る

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	社会福祉施設との協定締結による災害時要配慮者の 緊急一時的な受入体制の整備	40 施設
--------------------------	--	-------

1	アクション項目	災害時保健活動体制の整備の促進					所 管 課		保健医療企画課、健康増進課、こども保健課			
	事業概要	地震発生時に被災者への健康支援を円滑に行えるよう、災害時健康支援活動マニュアルや災害時栄養・食生活支援活動マニュアル等の充実を図ります。また、災害直後から災害時保健活動の迅速な初動体制を確立し、速やかに応援を受入れることができるような体制整備を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		マニュアル改訂				マニュアル充実						
		受援体制の確立				見直し・充実						
県との伝達訓練実施												
	管内保健師の把握・連絡体制の整備											

2

アクション項目	災害時における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備						所 管 課	福祉政策課				
事業概要	災害時に第一・第二指定避難所での長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、受入れが可能な福祉施設を運営する事業者と受入れに関する協定を締結し、災害時における要配慮者の避難場所の充実を図ります。											
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	受入れ協定締結施設数					31 施設		50 施設		H29 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
			受入体制の充実				見直し・検討					
												

3	アクション項目	消毒等防疫体制の整備					所 管 課		保健医療企画課			
	事業概要	被災地及び避難所における感染症の防止及び環境の悪化を防止するため、必要に応じて浸水家屋等に対する消毒薬配布及び避難所において防疫を重点とした健康管理、疫学調査等を迅速かつ的確に実施します。そのため南海トラフ地震被害予測調査に合わせたマニュアルの見直しを行い、防疫関係機関との訓練を実施します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		マニュアル改訂 継続的な見直し										

4	アクション項目	高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備					所 管 課	長寿介護課			
	事業概要	災害による停電時にも施設機能を維持するための電力確保を図るため、市内の高齢者施設等が非常用自家発電設備の整備する際の設置工事費等を補助する。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6

介護保険施設等整備事業

設置希望施設との調整・検討

1	アクション項目	災害時こころのケア活動体制の整備の促進					所 管 課		保健医療企画課、健康増進課、こども保健課			
	事業概要	発災後の精神的ショック等による被災者の心の健康悪化に対応するため、関係者への教育や啓発により、災害時の心のケア体制の充実を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		関係機関との連携 マニュアル整備 体制整備 管内関係者への啓発・教育 マニュアル充実										

2	アクション項目	生活相談への対応					所 管 課	安全生活課				
	事業概要	災害時の市民からの生活相談に迅速・的確に対応するため、弁護士による法律相談等の専門的知見に基づいたアドバイスを行い、大規模災害時における生活相談の充実を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
					相談体制の充実							

2－5

二次災害から生活を守る

1	アクション項目	被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備					所 管 課	建築指導課				
	事業概要	揺れや液状化により被災した建物や宅地等において、二次被害が発生することを防ぐため、被災建築物や被災宅地に関する被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成講習会への参加、判定士登録を推進します。また、民間被災建築物応急危険度判定士への連絡方法など実施体制を整備します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
育成・登録・実施体制整備												
												

2－6

仮設住宅での生活を守る

1	アクション項目	応急仮設住宅等の確保					所 管 課	住宅課				
	事業概要	応急仮設住宅を迅速に建設するため、応急仮設住宅建設マニュアルの整備や建設候補地台帳を更新します。また、民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行います。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				マニュアル作成・台帳整備								
												

帰宅困難者を支援する

1	アクション項目	帰宅困難者等支援対策の推進					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	豊橋駅周辺で発生が予測される帰宅困難者への対策として、帰宅困難者等支援施設である穂の国とよはし芸術劇場隣接地に防災ひろばを整備し、帰宅困難者等に対する支援機能の強化を図ります。また、帰宅困難者等支援施設への誘導、一時滞在、帰宅に向けた支援策等を取りまとめた豊橋駅周辺帰宅困難者等対応指針を平成 29 年度に策定するとともに、継続して訓練等を行います。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		防災ひろば整備 →										
		指針策定			→							
					継続的に訓練実施 -----→							
					マンホールトイレの整備 →							

安否不明状態を解消する

35

目 標 3

社会機能を守る

災害対応にあたる行政機能の確保に関する対策を確実に推進するとともに、ライフラインや交通など社会基盤の確保、企業の経済活動の継続などに必要な対策を推進します。

【計画目標】

目 標 指 標		初期値 (H25)	目標値	目標年度
緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率の向上		50%	100%	R5 年度
耐震性がない要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）数の削減		※1 10 棟	5 棟	R7 年度
重要施設管路の耐震適合率 ※3		※2 40.8 (R1)	※2 70%	※2 R12 年度
下水道施設の耐震化率	主な処理場	32.3%	87%	R15 年度
	重要な管路	※4 66.4 (R1)	※4 68%	※4 R15 年度
農業集落排水施設の耐震化率		0%	100%	H30 年度
非常用発電機稼働時間（市役所西館）		12 時間	72 時間	H28 年度
非常用発電機稼働時間（中消防署）		13 時間	72 時間	H27 年度
災害対応車両用燃料の確保量		0.3 日分	3 日分	R5 年度
BCP・事業継続力強化計画策定企業数		28 社	100 社	R5 年度

※1 法改正に伴う対象建築物の報告期限時点（平成 31 年 3 月）における棟数

※2 令和元年度 重要給水施設の見直しに伴い目標指標及び初期値等を変更

※3 令和 7 年度 「重要給水施設」から「重要施設」へ呼称を変更

※4 令和 5 年度 R6～R15 の計画を策定し、指標を見直した

3 — 1

ライフライン機能を守る

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	橋梁の耐震補強	104 橋
	重要施設管路の耐震化	152.2km
	下水管路の耐震化	211.2km
	マンホール接続部の耐震化	525 箇所
	マンホールの浮上防止	76 箇所

1

アクション項目	緊急輸送道路等の防災対策の推進				所 管 課				土木管理課、道路維持課、道路建設課、建築物安全推進課、みなと振興課			
事業概要	地震による市民生活への影響を最小限にするため、緊急輸送道路及び緊急道路を優先して地震防災対策を実施し、災害拠点病院である市民病院へのアクセスや、応急救護所や避難所への緊急物資の供給ルート確保などライフライン機能を守ります。 主な事業として、平成 24 年度まで実施した橋梁の耐震補強、平成 27 年度に実施した液状化対策に続き、路面陥没等の危険箇所対策を実施しました。地震発生時に道路通行を阻害しないよう、沿道の建築物の耐震化を促進します。 併せて、電柱やガス管・上下水道管といった道路占用物件についても、占用者と連携して耐震化など防災対策の推進を図ります。 また、道路ネットワーク強化のため、国道・県道など市管理以外の道路についても、特に第 1 次・第 2 次緊急輸送道路の耐震化や液状化対策の推進を働きかけるほか、救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ、名豊道路や浜松湖西豊橋道路、さらには東三河環状線などの幹線道路網の整備を促進します。さらに、災害時の海上物流機能を確保するため、平成 30 年度に完成した三河港神野ふ頭地区耐震強化岸壁に続き、臨港道路等の整備を促進し、海上陸上物流の連携したネットワークを構築します。 このほか、地震発生後においても、早期に通行を確保するため、被害状況の把握や復旧への早期着手及び資機材の速やかな調達に向けて、地元業者との協定に基づく道路啓開作業の体制の徹底を図ります。											
	目標値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率の向上				50%		100%		R5 年度			
	耐震性がない要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）数の削減				※10 棟		5 棟		R7 年度			
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	液状化対策 危険箇所調査 観察型維持管理 予防保全型維持管理											
	通行障害建築物の調査 耐震化の促進 推進											
	上下水道基幹管路の耐震化の推進											
	電柱ほか占用物件の防災対策の推進											

※ 法改正に伴う対象建築物の報告期限時点（平成 31 年 3 月）における棟数

2	アクション項目	水道管の耐震化の推進						所 管 課		水道管路課		
	事業概要	災害時においても水道水を安定的に供給するため、避難所などの重要施設に繋がる水道管を計画的に耐震化します。										
	目標値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		目標年度		
		※2 重要施設管路の耐震適合率				※1 40.8% (R1)		※1 70%		※1 R12 年度		
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
水道管耐震化の推進 												

※1 令和元年度 重要給水施設の見直しに伴い目標指標及び初期値等を変更

※2 令和7年度 「重要給水施設」から「重要施設」へ呼称を変更

3

アクション項目	下水道施設の耐震化の推進					所 管 課		下水道施設課、 下水道整備課			
事業概要	下水道施設は、震災によってその機能が麻痺した場合、トイレや台所の使用ができなくなる他、海や川および側溝の汚染による伝染病等の二次被害の発生により、市民生活に与える影響は極めて大きいものです。農業集落排水事業による汚水処理施設の耐震性確保に向けた対策を平成 30 年度をもって完了しました。今後は、規模の大きい中島処理場、富士見台処理場から施設や設備の耐震化を進め、併せて機器の保護を目的とした中島処理場の津波対策を進めます。また、下水管路は、緊急輸送道路、鉄道、河川等の下に埋設されているもの、防災拠点や避難施設と結ばれている特に重要性の高いものについて耐震化を進め、流下機能の確保を図ります。										
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度	
	下水道施設の耐震化率	主な処理場			32.3%		87%		※R15 年度		
		重要な管路			※66.4% (R1)		※68%				
	農業集落排水施設の耐震化率					0%		100%		H30 年度	
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	下水道施設の耐震化の推進										
	農業集落排水施設の耐震化の推進										

※令和 5 年度 R6～R15 の計画を策定し、指標を見直した

4	アクション項目	ライフライン関係機関との連携					所 管 課		都市計画課			
	事業概要	大規模な災害への事前対応としてのライフラインの強化対策や災害時における、ライフラインの円滑な応急対策及び迅速かつ効率的な復旧を図るため、平時からライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行う連絡調整会議を開催し、連携を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
												</

行政機能を守る

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	豊橋市役所災害対応業務継続計画（BCP）策定	H24 年度
	豊橋市 ICT 業務継続計画策定	H24 年度
	中消防署非常用発電機整備（稼働時間：72 時間）	H27 年度
	中消防署自家用給油取扱所増強 （災害対応車両用燃料の確保量：3 日分）	H27 年度
	大清水出張所自家用給油取扱所設置 （災害対応車両用燃料の確保量：3 日分）	R5 年度

1	アクション項目	非常用電源設備の強化						所 管 課		資産経営課、 (消) 総務課			
	事業概要	市役所や消防署において、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用発電設備の燃料タンクの増強など機能強化を図り、非常用発電機稼働時間を 72 時間に延伸するなど活動に必要な電源を確保します。											
	目 標 値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		目標年度			
		非常用発電機稼働時間 (市役所西館)				12 時間		72 時間		H28 年度			
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	整備（中消防署） →												
	整備（市役所西館） →												
									整備（南消防署大清水出張所） →				
					発電設備改修（市役所東館） →								

2	アクション項目	災害時における燃料の確保						所 管 課		防災危機管理課、 (消) 総務課			
	事業概要	市役所や消防署等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や消防車両等緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行います。また、中消防署においては自家用給油取扱所の増強工事を実施します。さらに、大規模災害に対応するため、中消防署に加え、市南西部において災害対応車両の等の給油を可能とする自家用給油取扱所を設置します。											
	目 標 値	目 標 指 標				初期値 (H25)		目 標 値			目 標 年 度		
		災害対応車両用燃料 の確保量				0.3 日 分		3 日 分			R5 年 度		
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
自家用給油取扱所増強（中消防署）						自家用給油取扱所増強（大清水出張所）							
協定に基づく訓練実施・検証													

3	アクション項目	行政機能の維持					所 管 課	防災危機管理課、 資産経営課、人事課他				
	事業概要	豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果をふまえ、豊橋市役所地震対策業務継続計画（BCP）の改訂や職員の安否情報の確認手法の検討などのソフト事業をはじめ、災害対策本部機能を維持するための水源の確保、ガラス等飛散防止対策の実施などハード事業を推進します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				BCP検証・改訂								
												

4	アクション項目	次世代型災害情報共有システムの整備					所 管 課	防災危機管理課			
	事業概要	災害対策本部の強靱化を図るため、災害情報の入手から被害状況の集計、関係機関との情報共有、市民への情報伝達など各種防災関係システムの統合化や他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型防災情報システム」の導入に向け、名古屋大学や県内関係市町村と共同で研究開発及び実証実験を行います。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		災害情報共有システム導入・運用 H29.2 運用開始 次世代型災害情報共有システムの開発・実証実験									

5	アクション項目	実践的な防災訓練の実施					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	自主防災組織の初期消火訓練、土木関係機関の道路啓開訓練、消防、警察、自衛隊の救助訓練等を通じて大規模災害時の対応力を強化します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実践的な防災訓練の実施												

6	アクション項目	大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進					所 管 課	環境保全課			
	事業概要	災害時にも環境面における市民の安心・安全を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など監視体制の整備・強化を図ります。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
監視体制の整備・強化											
											

7	アクション項目	災害時における被害状況の把握					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	ドローン飛行隊により、大規模災害時に市内の被災状況の情報収集を迅速に行い、本市において最も甚大な被害が見込まれる災害は南海トラフ地震であり、万全の体制を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		ドローン購入・体制整備 <										

3 - 3

経済活動を守る

1

アクション項目	事業所等の防災対策の促進						所 管 課		産業政策課、商工業振興課、農業企画課、農業支援課、			
事業概要	事業所等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平時から事業所等での防災対策並びにBCP及び事業継続力強化計画の策定支援、融資制度の充実、農業分野を含めたBCPの策定支援等の取り組みを推進します。											
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	BCP 策定企業数					28 社		50 社		R5 年度		
	事業継続力強化計画策定 企業数					—		50 社		R5 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	対策の支援・制度の充実											

3 - 4

治安を守る

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	自主防犯団体登録数	347 団体
--------------------------	-----------	--------

1	アクション項目	被災地域における地域安全活動の推進					所 管 課	安全生活課				
	事業概要	地震発生時における治安維持機能の低下や犯罪機会の増加等を防ぐため、県警と連携して地域安全情報の提供や自主防犯団体のパトロール等への効果的な支援など地域安全活動を推進します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
					地域安全活動への支援							

3-5

遺体への適切な対応

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	H23 年度
	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	
	災害時における協力業務等に関する協定	R3 年度

1	アクション項目	検視・身元確認用資機材の整備及び訓練の実施					所 管 課	市民課			
	事業概要	地震発生時に多数の死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、安置所の選定や関連資機材の確保、設営訓練の実施など適切な処理が実現できる体制を整備します。									
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
				体制整備・運営訓練							

3-6

文化財を守る

1	アクション項目	文化財セーフティカード・台帳の作成・運用					所 管 課	美術博物館				
	事業概要	貴重な文化財を守るため、災害発生時には緊急搬出できるよう、文化財のセーフティカード・台帳を作成し、消防本部と共有します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				セーフティカード・台帳の作成・運用								

目 標 4

迅速な復旧・復興を目指す

市街地や居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、平常時から復興組織や復興計画等の事前準備を具体化し、復興体制を構築するなど、迅速な復旧・復興を目指し、事前に取り組むべき対策を確実に推進します。

【計画目標】

目 標 指 標	初期値（H25）	目標値	目標年度
豊橋市災害廃棄物処理計画策定	—	策定	H27 年度

4 — 1

事前復興まちづくりを進める

1	アクション項目	事前復興まちづくりの取り組みの推進					所 管 課		都市計画課			
	事業概要	愛知県が策定した震災復興都市計画の手引き（手続き編・計画編）を活用し、本市の実情に応じた行動手順などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行います。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
			手順書の作成			検証・周知						

2	アクション項目	地籍整備の推進（国土調査法第 19 条第 5 項※申請によるもの）					所 管 課	土木管理課				
	事業概要	民間事業者及び行政の事業担当課へ第 19 条第 5 項※の利用促進を図り地籍整備の推進を行う										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		第 19 条第 5 項※の利用促進方法の検討					第 19 条第 5 項※による地籍整備の推進					

※ 土地に関する様々な測量・調査の結果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度。

4－2

災害廃棄物等の円滑な処理を進める

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	災害時における廃棄物処理等協定締結 (4団体+2事業者)	R5年度
	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る 相互応援に関する協定締結(県内126団体)	H25年度
	豊橋市災害廃棄物処理計画策定	H27年度

1

アクション項目	災害廃棄物処理体制の構築					所 管 課		環境政策課、廃棄物対策課				
事業概要	災害により発生する大量の廃棄物について、市民生活の環境・衛生面での安全・安心を確保し、市民生活や企業活動の復旧を図るため、迅速な処理計画、行動マニュアルとなる「災害廃棄物処理計画」を策定します。また、県内自治体や廃棄物処理関係団体から、人的・物的な協力を得るための連携体制の整備・強化を図ります。											
目 標 値	目 標 指 標					初期値 (H25)		目 標 値		目 標 年 度		
	豊橋市災害廃棄物 処理計画策定					—		策定		H27 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	計画策定			連携体制の整備・強化								

4－3

各種証明等の迅速な発行体制の整備を進める

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	被災者支援システム導入	H24年度
------------------------	-------------	-------

1	アクション項目	罹災証明の迅速な発行に向けた体制の整備					所 管 課	市民税課				
	事業概要	被災状況の公正・正確な状況を証明する罹災証明は、その後の義援金の給付、税の減免、仮設住宅への入居など生活再建のスタートラインに立つために重要な証明となることから、罹災証明の迅速な発行に向けたマニュアルの作成や体制整備を推進します。また、引き続き、東三河地域等とも連携しながらクラウド型システムへの切り替えや罹災証明の迅速な発行に努めます。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7

マニュアル・体制整備

機器 効率的なシステム運用

クラウド型システムの調査・検討

目 標 5

防災力を高める

目標 1 から 4 の内容を実現するためには、市民一人ひとりに対する意識啓発、災害対応に携わる人材に対する研修や訓練、災害対応を効果的に実施するための施設・設備・空間・情報、連携や研究などの枠組や制度が必要であり、こうした地域の防災力を高める取り組みを推進します。

【計画目標】

目 標 指 標	初期値 (H25)	目標値	目標年度
防災リーダー養成講座修了者数	411 人	850 人	R5 年度
まちづくりモデル校区事業	3 校区	22 校区	R2 年度
災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者数	288 人	437 人	R5 年度
消防職員による戸別訪問率	13.5%	100%	H30 年度
消防職員による戸別訪問率（火災危険の高い地域限定）	—	100%	R3 年度
消防職員による戸別訪問率	—	100%	R9 年度
受援計画策定	—	策定	H30 年度

5 - 1

地域防災力の強化

主 な 対 策 状 況 (R 6 年度末)	自主防災組織率	100%
	自主防災組織活動マニュアル策定	H20 年度

1

アクション項目	防災コミュニティの推進					所 管 課		防災危機管理課			
事業概要	地域の総合的な防災力を高めるために、自主防災組織の中で中心となって活動する防災リーダーの養成講座をはじめ、将来の地域防災の主役となる児童、地域の中核となる学校や自治会が連携して災害に強いまちづくりを考え、継続した防災活動を促す防災まちづくりモデル校区事業を実施します。 また、全校区を対象として、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取り組みを推進します。										
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度	
	防災リーダー養成講座 修了者数					411 人		850 人		R5 年度	
	まちづくりモデル校区事業					3 校区		22 校区		R2 年度	
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	防災リーダー養成講座実施										
	モデル校区事業										
	実践的な防災訓練の実施					見直し・推進					

2	アクション項目	ボランティアによる支援体制の整備					所 管 課		市民協働推進課、 多文化共生・国際課			
	事業概要	社会福祉協議会と共同で災害ボランティアセンターを設置・運営するとともに、運営を担う災害ボランティアコーディネーターの養成など、災害時におけるボランティアによる支援体制を整備します。また、災害時に必要な情報・支援を受けることが困難な外国人をサポートするため、災害時通訳ボランティアの募集、登録を行うとともに、研修会などを通してボランティアの養成を図ります。										
	目 標 値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度	
		災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者数					288 人		437 人		R5 年度	
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
			ボランティアによる支援体制の整備・充実									

3	アクション項目	自ら考え行動する児童・生徒の育成					所 管 課		防災危機管理課、教育政策課、学校教育課			
	事業概要	自らの「いのち」を守るために自ら考え行動することができる児童・生徒の育成を目指すため、児童生徒や地域の実情を踏まえた実効性の高い避難訓練の実施や「安全教育の手引き」を活用した計画的・継続的な防災教育の推進など小中学校での実践的な防災教育を実施します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実践的な防災教育の実施												

4

アクション項目	防災・減災啓発活動の充実					所 管 課		予防課、中・南消防署			
事業概要	市民一人ひとりが「災害を正しく理解し、正しく恐れ、しっかり備える」ことの重要性を認識し、地域住民が主体的に防災活動に取り組み、発災時に速やかな対応がとれるよう、家庭内での減災・防火対策の推進を目的とした消防職員による戸別訪問活動など計画的・継続的な啓発活動の充実を図ります。										
目標値	目標指標				初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	消防職員による戸別訪問率				13.5%		100%		H30 年度		
	消防職員による戸別訪問率 (火災危険の高い地域限定)				—		100%		R3 年度		
	消防職員による戸別訪問率				—		100%		R9 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	消防職員による戸別訪問				消防職員による戸別訪問 (火災危険の高い地域限定)			消防職員による戸別訪問			

5	アクション項目	消防団等の活動充実・強化					所 管 課		(消)総務課、消防救急課、 中・南消防署			
	事業概要	地域防災力の中核を担う消防団について、大規模災害時における活動や知識・技術の向上を図るため消防署所との連携訓練を強化させるとともに、救助資機材の充実強化や安全装備品の整備、消防団施設の計画的な保全を実施します。 また、団員確保に向けたリーフレットの作成・配布や、福利厚生の実施を図るため「ほの国消防団・消防団応援事業所」を「あいち消防団応援の店」と連携し利用できる店舗を拡大するなど消防団等の活動の充実強化を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				活動体制の充実・強化								

1

アクション項目	受援計画の策定					所 管 課			防災危機管理課			
事業概要	南海トラフ地震発生時に、国が地方公共団体に対して行う応援について、愛知県が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するのに必要な対応について定めた「愛知県広域受援計画」に基づき、本市において国や県、他都市からの支援を効率的、効果的に受けるために必要な「豊橋市受援計画」を策定します。また、自衛隊、警察、消防、各ライフライン事業者が迅速に復旧・復興業務に就けるようオープンスペースに関する検討を進めます。											
目標値	目標指標					初期値 (H25)		目標値		目標年度		
	受援計画策定					—		策定		H30 年度		
事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	受援計画策定					訓練実施・検証						

2	アクション項目	防災拠点の整備					所 管 課		防災危機管理課、公園緑地課、スポーツ課、道路建設課			
	事業概要	災害対応を効果的に実施するため、受援・応援のための自衛隊・警察・消防などの集結・集積活動拠点として防災活動拠点の整備を進めます。 主な事業として、豊橋公園や総合スポーツ公園において防災活動拠点機能の整備を図ります。 また、第1次緊急輸送道路である名豊道路（国道23号バイパス）七根IC周辺に整備した道の駅「とよはし」において、太陽光パネルなどの非常用電源や備蓄倉庫、防災トイレなどを備えるとともに、災害時に駐車場を提供することにより、救援部隊のベースキャンプ機能を確保します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		豊橋公園・総合スポーツ公園の防災活動拠点機能整備										
		道の駅防災活動拠点機能整備										

主 な 対 策 状 況 (R6年度末)	三遠南信災害時相互応援協定締結	H8 年度
	中核市災害相互応援協定締結	H11 年度
	東三河地域防災協議会発足	H15 年度

1	アクション項目	大学・研究機関と連携した防災体制強化推進					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	東三河地域（5市2町1村：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の防災対策の具体化を図り、さらに連携して対策の推進を実施し、その成果に基づいた災害に強い地域づくりを促進するため、最新の調査・研究成果を常に把握しながら、大学と連携した防災体制の強化を推進します。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		大学と連携した防災体制強化										

2	アクション項目	広域的な枠組みによる相互応援体制の充実					所 管 課	防災危機管理課				
	事業概要	相互支援による備えとして平時より締結している中核市災害相互応援協定（広域における相互支援）及び三遠南信災害時相互応援協定（近隣における相互支援）の運用について、運用マニュアルの策定や訓練を実施することで、協定の実効性を高め、早期復旧・復興の実現を図ります。										
	事業計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				協定締結・訓練実施								
												

9. 完了した主な防災・減災対策事業一覧

目標1 命を守る
1-1-2 建築物の耐震化の推進(P.13) ◆要緊急安全確認大規模建築物耐震診断[H27] 1-1-5 家具等の転倒防止対策の推進(P.14) ◆避難行動要支援者家具転倒防止支援事業[H29] 1-2-2 津波避難対策の推進(P.16) ◆吉田方排水機場津波避難施設整備(津波避難ビル指定)[H27] ◆津波防災センター整備(三郷)[H27] (天津)[H28] (梅薮)[R1] 1-5-1 多様なメディアを活用した情報伝達体制の整備(P.21) ◆同報系防災無線子局増設(表浜海岸2箇所:西七根、西伊古部)[H27] ◆同報系防災無線戸別受信機増設(14施設:プラットほか)[H27] ◆観光・防災Wi-Fiステーション整備(6箇所:豊橋駅南口駅前広場ほか)[H27] ◆防災情報ステーション・公衆無線LANの整備 1-7-1 災害時の医療機能の確保、充実(P.23) ◆豊橋市民病院地震対策業務継続計画策定[H24]、改訂[R1] ◆LPGスタンド非常用自家発電機整備費補助[H28]
目標2 生活を守る
2-1-1 家庭内備蓄の促進(P.25) ◆自主防災会によるアンケート調査及び啓発[H28] 2-1-2 地域における食料・資機材等備蓄の増強(P.26) ◆防災備蓄倉庫整備(1箇所:向山)[H27] (1箇所:大村)[H28] (1箇所:道の駅)[H30] 2-1-3 飲料水及び生活用水の確保(P.26) ◆飲料水兼用耐震性貯水槽整備(2箇所:新川小、章南中)[H27] 2-2-3 避難所等での生活を守る(P.29) ◆避難所等への再生可能エネルギーの導入 (1箇所:天津地区津波防災センター)[H28] (1箇所:梅薮地区津波防災センター)[R1] 2-2-4 避難所資機材の充実(P.29) ◆マンホールトイレの整備[R4] 2-7-1 帰宅困難者等支援対策の推進(P.35) ◆防災ひろば整備[H27] ◆こども未来館「ここにこ」へマンホールトイレの整備[R2]
目標3 社会機能を守る

3-1-1 緊急輸送道路等の防災対策の推進 (P.37)

- ◆緊急輸送道路の道路構造物周りの液状化対策(橋梁 2 箇所:五間大橋、下野 2 号橋)[H27]
- ◆雨水暗渠の点検と対策[H27]
- ◆路面陥没危険箇所調査及び対策工事の実施調査[H29]
- ◆渥美線の橋梁の耐震化対策[H30]

3-1-3 下水道施設の耐震化の推進 (P.39)

- ◆農業集落排水事業(汚水処理施設の耐震化) (野依浄化センター)[H29] (下条浄化センター)[H30]

3-2-1 非常用発電設備の強化 (P.40)

- ◆中消防署非常用発電機整備(稼働時間:72 時間)[H27]
- ◆市役所西館非常用発電機整備(稼働時間:72 時間)[H28]

3-2-2 災害時における燃料の確保 (P.41)

- ◆中消防署自家用給油取扱所増強(災害対応車両用燃料確保量:3 日分)[H27]
- ◆南消防署大清水出張所自家用給油取扱所増強(災害対応車両用燃料確保量:3 日分)[R5]

3-3-1 事業所等の防災対策の促進

- ◆被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内
- ◆被災農漁業者向け活用施策案内の作成・配布

目標4 迅速な復旧・復興を目指す

4-1-2 地籍整備の推進(19 条第 5 項申請によるもの)

- ◆地籍調査推進事業

4-2-1 災害廃棄物処理体制の構築 (P.46)

- ◆豊橋市災害廃棄物処理計画策定[H27]
- ◆南消防署大清水出張所自家用給油取扱所増強(災害対応車両用燃料確保量:3 日分)[R5]

目標 5 防災力を高める

5-1-1 防災コミュニティーの推進

- ◆自主防災力強化事業補助金

5-1-4 防災教育・啓発活動の充実

- ◆啓発用パンフレット等作成・配布

豊橋市地震対策(減災)アクションプラン

平成 27 年 3 月策定

平成 28 年 6 月改訂

平成 29 年 6 月改訂

平成 30 年 6 月改訂

令和元年 6 月改訂

令和 2 年 6 月改訂

令和 3 年 7 月改訂

令和 4 年 8 月改訂

令和 5 年 11 月改訂

令和 6 年 3 月改訂

令和 6 年 12 月改訂

令和 7 年 10 月改訂